

令和3年3月24日
福島県避難者支援課

(「2 用語の定義」関係)

問1

申請できる団体の要件は。

(答)

募集要領2(2)ア～シのすべてを満たすことが申請団体の要件となります。また、採択事業の実施に当たっては団体内での意思疎通が十分に行われていること、関係機関と適切に連携できること等も当然に必要となります。

(「3 補助対象となる事業の採択要件」関係)

問2

補助対象となる事業はどのようなものか。

(答)

募集要領の3(1)から(7)までを全て満たす事業となります。

具体的には、避難者交流会の開催、避難者に対する戸別訪問、福島県内における帰還者支援の状況を始めとした県内の実情(住宅、雇用環境、地域コミュニティ、学校、子育て支援、帰還者の生活、支援団体等の状況)を確認していただくために福島県内で開催する交流会、帰還者を県外に招いて開催する、帰還者が県外避難者へ福島県の現状等を伝える交流会・相談会などが想定されます。

問3

募集要領「3 事業の採択要件」の(1)に記載されている『自立を促す取組』とは何を指すのか。

(答)

避難先での安定した生活や福島県への帰還を始めとした生活再建に向けては、精神面や生活面で自立することも必要であるため、以下のような様々な取組が考えられます。

(例)

- 避難者や地域住民との自治会やサークルなどの立上げ・運営。
- 得意分野を活かして交流会の講師を行う。
- 訪問活動などの相談で把握した問題を解決する(解決できる関係機関につなぐ)。
- 福島の現状を見て、今後の判断材料とする。
- これまで無料で参加していた交流会に参加費を設ける。 など

(「6 補助金額等」関係)

問4

募集要領3(1)ウ及びエの事業を行う場合、避難者の参加人数や参加者についての規定はあるか。

(答)

ウの事業については、公金を使う以上、効率的・効果的に行っていただく必要

があるため、交流会1回当たり交流会スタッフを除いた県外避難者10人以上の参加が必要です。(エの事業については参加人数の規定はありませんが、県外避難者の参加は必須です。)

なお、交流会の開催に当たっては、他の避難者支援団体又は他の本補助金申請団体と共同で開催することも差し支えはなく、その場合は当該交流会に参加する交流会スタッフを除いた県外避難者の合計が10人以上となれば構いません(必ずしも1団体において参加する県外避難者が10人以上となる必要はありません。)

おって、共同で開催する場合は、事業計画策定段階で、当該団体との調整を十分に行い、相互の役割分担を明確にするとともに、会計処理(経費分担)を厳格に行う必要がありますが、他の本補助金申請団体との共同開催とする場合は、当該団体が必ずしも本補助金に採択されるとは限らないことにも十分留意してください。

また、参加者については、「旅行業法施行要領 第一 2 3)(3)」において次のとおり規定されておりますので、御留意ください。

「旅行業法施行要領 第一 3 3)(3)」

旅行業者又は旅行業者代理業者以外の者(以下「オーガナイザー」という。)が旅行者の募集に関与する場合の取扱いについては、以下による。

イ) オーガナイザーが、その名において旅行者との間で旅行契約を締結する場合は、オーガナイザーの旅行業務に関する無登録営業となる。また、旅行業者の名において旅行契約を締結する場合でも、オーガナイザーにおいて申込みを受け付け、旅行代金を収受する行為は、旅行業務に関する無登録営業となる。したがって、旅行業者はこれらオーガナイザーより手配を引き受ける等、これらの者の違法営業に関与してはならない。

ロ) 次の例のように、相互に日常的な接触のある団体内部で参加者が募集され、オーガナイザーが当該団体の構成員であることが明らかな場合におけるオーガナイザーによる参加者の募集は、企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集とみなされない。この場合、旅行業者は、参加者全体の契約責任者としてのオーガナイザーからの依頼を受けて実施する企画旅行(以下「受注型企画旅行」という。)又は手配旅行として引き受けて差し支えない。

(例) ① 同一職場内で幹事が募集する場合

② 学校等により生徒を対象として募集する場合

③ 権利能力なき社団の機関決定に基づき、当該社団の構成員を対象として募集する場合

ハ) 次の例のように、オーガナイザーが参加者の旅行代金の全額を負担する場合における参加者の募集は、オーガナイザーによる企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集とみなされない。この場合、旅行業者は、受注型企画旅行又は手配旅行として引き受けて差し支えない。

(例) ① 企業等が自ら旅行代金の全額を負担して参加者を募集する場合(いわゆる招待旅行)

② 企業等が取引先の従業員等を対象として、旅行代金の全額を自ら負担して参加者を募集する場合

③ 企業等が従業員を対象に実施するレクリエーション旅行や研修旅行であって、企業等が自ら旅行代金の全額を負担して実施する場合

二) ロ)、ハ)に規定する以外のオーガナイザーからの依頼があった場合には、当該オーガナイザーの集客募集等が実質的に旅行業者による企画旅行の実施のための直接的な旅

行者の募集と類似しており、旅行者に混乱を与え得るものであることから、旅行業者は旅行者の直接的な募集により実施する企画旅行（募集型企画旅行）として取り扱わなければならない。この場合に旅行業者は、当該オーガナイザーを関与させることなく、直接に旅行者から旅行代金を収受して旅行契約を締結しなければならない。

問 5

福島県内における帰還者への支援状況等を確認するために、募集要領3(1)ウの事業を実施したいと考えているが、福島県内の避難者支援団体と共同で交流会を開催することは可能か。

(答)

可能です。

福島県内の避難者支援団体の中には、「福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金」への申請を検討している団体もありますが、当該団体との共同開催も可能です。その場合は、事業計画策定段階で、当該団体との調整を十分に行い、相互の役割分担を明確にするとともに、会計処理（経費分担）を厳格に行う必要がありますが、当該団体が必ずしも同事業に採択されるとは限らないことにも十分留意してください。

（経費分担の例）

県内団体支出経費：県内会場使用料、県内講師謝金

県外団体支出経費：参加者旅費、備品等

なお、当該交流会の開催に当たり、福島県内において活動する避難者支援団体と連携・協力する場合には、事前に当該団体と十分な調整を行った上、交流会を企画・開催し、その交流会へ、旅費補助の対象となる県外避難者を参加させることとしてください。事前の十分な調整なく当該団体へ県外避難者を訪問等させることのないよう留意してください。

問 6

募集要領3(1)ウの福島県内で開催する交流会を開催した際に、県外避難者が交流会に参加するための旅費として補助対象となるのはどのようなものか。

(答)

交通費及び宿泊費を補助します。但し、交通費は主催者が交通手段ごとに最短経路で算定した往復交通費の額を上限、宿泊費は11,800円/泊（上限2泊（交流会前日及び当日に限る））を上限とし、それぞれの上限度か実費の低い額を補助します。総額では8万円/人が上限です。

なお、補助対象となる交通費は、交流会との関連性の観点から、往路が交流会の1週間前かつ復路が交流会の1週間後までに発生している場合のみです。

※交通費が補助対象外の場合、宿泊費も補助対象外となります。

問 7

宿泊先等について制限はあるか。

(答)

福島県内の交流会に参加するための旅費であるため、宿泊は原則として福島県内とし、県外の場合は事前に協議することとし、合理性を判断します。

また、宿泊を業としない個人宅での宿泊に係る経費は補助対象外です。

問 8

どのような日程が補助対象となるか。

(答)

福島県の復興状況や生活環境等を確認するための個別視察を含めた日程も可としますが、補助金の趣旨を逸脱した自由行動中の経費は補助対象外です。

基本的日程は以下のとおりとし、1泊（交流会前日又は当日）を基本に最大2泊（交流会の前日及び当日）までとなります。

(参考例)

9/19 (土)	9/20 (日) 交流会等			9/21 (月) 祝
	往路	交流会	帰路	
往路	宿泊	交流会 (午前)	帰路	—
—	往路	交流会 (午後)	宿泊	帰路
往路	宿泊	交流会 (終日)	宿泊	帰路
往路	宿泊	交流会 (午前)	個別視察	宿泊
往路	宿泊	個別視察	交流会 (午後)	宿泊
往路	宿泊	個別視察	交流会 (午後)	宿泊
往路	宿泊	個別視察	交流会 (午後)	宿泊
往路	宿泊	個別視察	交流会 (午後)	宿泊

- ・個別視察には帰還環境等の把握のための避難元市町村への滞在を含みます。
- ・交流会の出席名簿は必須とし、記載のない避難者は支給対象外です。

問 9

福島県内の交流会の実施に当たって提出する事前計画書はどのようなものか。

(答)

・各支援団体が交流会の募集を開始する前に、経路、日程（発着時間等）、交通費などを確認し、旅費の妥当性を検証するものです。

参加する避難者の避難先都道府県ごとの作成が必要となります。

小人の参加が見込まれる場合は小人料金での作成も必要となります。

作成様式については、別途会計事務マニュアルでお示しします。

問 10

問 8 の事前計画書の提出の際に一緒に提出する書類はあるか。

(答)

交通費の算定の根拠書類（経路検索サイトの写し等）を提出して下さい。

小人料金の設定がある場合は、小人料金の根拠書類も必要となります。

問 1 1

募集要領 3 (1) エの福島県外で開催する帰還者が県外避難者へ福島県の現状等を伝える交流会の実施に当たって提出する事前計画書はどのようなものか。

(答)

福島県内の交流会の実施に当たって提出する事前計画書とは異なり、交通費の上限額の設定や詳細な参加経路の記載は不要です。交流会の日程と交流会の内容、避難者と帰還者のそれぞれの参加想定人数を任意様式で提出してください。

問 1 2

交通費の上限額はどのように算定するのか。

(答)

実際の交通手段ごとに設定します。但し、本州の参加者が鉄道以外を使用した場合で、1人当たりの上限額が鉄道の上限額を超える場合は、鉄道の上限額を準用します。

【交通費の上限額の積算経路】

鉄 道：避難先の都道府県庁最寄駅から交流会場最寄駅までの最短経路（指定席含む）

自家用車：避難先の都道府県庁から交流会場までの最短経路の距離×25円/km＋高速代（最短経路で使用するIC間の料金）

（距離は往復合計後に小数点以下を切り捨てる。人数割り後に生じる小数点以下は、合計額で超過しないよう寄せて整数にする。）

高速バス：避難先の都道府県庁最寄高速バス乗り場から交流会場最寄高速バス乗り場又は最寄駅の最短経路

航空機：避難先の都道府県庁の最寄空港から交流会場最寄駅の最短経路

フェリー：避難先の県庁最寄フェリー乗り場から交流会場最寄駅の最短経路（但し、本州以外のみ対象）

※1 上記で設定した上限額を超える分は補助対象外とする。

※2 事業計画上の出発日及び帰着日で一律に算定する。

問 1 3

都道府県庁最寄駅が複数ある場合どこを起点にすればよいか。

(答)

起点については、別途会計事務マニュアルでお示しします。

問 1 4

福島県内での交流会へ参加する際の、自宅から起点（避難先都道府県庁最寄駅等）までの交通費は補助対象となるのか。

(答)

事前計画書で設定した交通費の上限額の範囲内であれば補助対象となります。

問 1 5

避難先都道府県庁の最寄の空港よりも家から近い空港がある。県内交流会参加の際に利用しても補助対象となるか。

(答)

補助対象です。しかし、事前計画書で上限額の設定に使用する起点は避難先都道府県庁最寄空港となります。

問 16

例えば、設定した上限額が交通費 45,800 円、宿泊費 11,800 円、計 57,600 円で、宿泊費実費が 9,000 円だった場合、宿泊費上限額との差額 2,800 円を交通費の上限額に上乗せし、交通費として 48,600 円請求して良いか。

宿泊費と交通費はそれぞれで上限額を設定しますので、宿泊費の実費額が上限額を下回った場合に設定した宿泊費上限額との差額を交通費に充てることや、交通費の実費が上限額を下回った場合に設定した交通費上限額との差額を宿泊費に充てることはできません。

従って、上記の例では、交通費として 48,600 円支出したとしても、宿泊費 9,000 円＋交通費 45,800 円の計 54,800 円が補助対象額となります。

なお、交通費については、福島県内滞在中（交流会の 1 週間前から交流会の 1 週間後の間に限る。）に行う帰還の判断材料を得るための個別視察に係るものは、設定した交通費の上限額の範囲で補助対象に含めて差し支えありませんが、行楽地への移動や日常生活の移動などなど、補助金の趣旨に合致しないものは補助対象外です。

問 17

パック旅行など、宿泊費と交通費が分けられない場合はどうすればよいか。

（答）

明確に分けられない場合は、宿泊費と交通費の総額で上限額と比較します。但し、個人ごとの内訳は必須です。

問 18

物品レンタルや消耗品購入の契約を、団体構成員等が経営する（所属する）企業と締結することは可能か。

（答）

団体構成員等が経営する（所属する）企業と各種契約を締結することは、本則的には適切ではないと考えられるところですが、公平性及び客観性が担保できる下記要件がすべて満たされる場合は補助対象とします。

○契約の締結や消耗品の購入前に、団体内で経済的合理性等について検討が十分にされていること。

○契約の締結や消耗品の購入について、団体内で合意形成されていること。

○契約の締結や消耗品の購入について、経済的な合理性等があると客観的に認められること。

※必要に応じて、団体内での検討資料等の提出を求める場合があります。

問 19

レンタカーは補助対象か。

(答)

交流会に参加する県外避難者が、避難先と交流会場間の往復経路に使用する場合や帰還の判断材料を得るための個別視察に使用した場合は補助対象となります。

なお、事業実施のために支援団体がレンタカーを借上げる場合は賃借料として補助対象となります。

問 20

福島県内交流会の案内に当たって、特に記載すべき項目等はあるか。

(答)

交流会への参加を通じて、県外避難者が県内の実情を確認し、帰還の判断材料を得ることを目的として補助対象としておりますので、事業の趣旨を理解して参加されるよう案内してください。実際の案内チラシは各団体ごとに自由に作成することになりますが、記載事項については別紙 1 を参考にしてください。

問 21

福島県外で開催する帰還者が県外避難者へ福島県の現状等を伝える交流会の開催に当たり、話をしてもらおう帰還者に報償費を支払いたいが、補助対象となるか。

(答)

本来、交流会参加旅費は補助対象外であるところ、福島県の現状を伝える役割がある帰還者については例外的に旅費を補助する事業です。従って、福島県の現状を話してもらうことに対する報償費について、補助対象とすることはできません。

また、上記のとおりですので、この事業の対象となる帰還者は、原則として福島県の現状を伝える役割がある帰還者に限られることとなります。

問 22

福島県外で避難者と地域住民との交流会を企画したが、結果として県外避難者の参加者がいなかった。補助対象となるか。

(答)

県外避難者が参加していない交流会は補助対象外となります。ただし、下記の例のような場合には対象となる可能性があります。

例：参加予定であった県外避難者から開催日の前日にキャンセルの旨、連絡があり中止を周知するための十分な時間を確保出来ない場合。

問23

補助事業の中で消耗品を購入したいが、収支計画書にはどのように記載したらよいか。

(答)

筆記用具等の通常必要な事務用品以外は、できるだけ具体的に記載してください。記載のない消耗品費は原則、補助対象外となります。ただし、申請時点では購入が想定出来なかった等の理由がある場合には補助対象となる余地はあります。

また、補助対象とできない消耗品については、審査の段階で削除されます。記載に当たっては、募集要領「5補助対象経費」をよくご確認ください。

●補助対象となるもの

- ・事業で消費するもの
(虫よけスプレー、かゆみ止め、絆創膏、消毒液等、カラーボール等)
- ・使用頻度が高い又は安価なため事業年度(1年間)内に消耗するもの
(テーブルかけ、調理器具、農作業道具等)
- ・補助事業実施に当たり必要となる安価な事務用品
(ファイルボックス、ブックエンド、書類トレー等)

●補助対象とならないもの

- ・事業年度(1年)を超えて形状を変えずに繰り返し使えるもの
(ウォーキング棒、屋内遊具、血圧計、ボイスレコーダー、コーヒーメーカー、キャンプ用品、安価でない調理器具、安価でない農作業道具等)
- ・団体運営費に当たるもの
(収納ボックス等事務室の整理整頓に使用するもの、ほうき等清掃用具、ラベルライター等団体の運営事務で使用するもの等)
- ・補助金で補助を想定していないもの
(タイヤ(移動に係る経費は、ガソリン代又は旅費で計上している。)等)
- ・リースで対応可能なもの
(パソコンソフト、遊具等)
- ・個人支給となるもの
(記念品、お土産、賞品、Tシャツ、作業着、高価な材料費等)
- ・団体又は個人の所有物の価値を高める修繕費
(事務所の修繕、パソコンやカメラの修繕等)

問24

補助対象となる食糧費はどのようなものか。

(答)

主に以下のとおりです。

●補助対象となるもの

- ①バーベキュー、料理教室等、調理作業自体が交流として意義のある食材費。(参加者の一部のみが調理に参加している場合は補助対象外となります。)
- ②交流会の飲料代や茶菓代(ケーキ、和菓子、茶菓子等)
(但し、飲食店や会場から提供される茶菓や飲料は除く。)

●補助対象とならないもの

- ①日常的な相談業務、打合せ会議等に要する飲食代や茶菓代
 - ②弁当代、記念品代、お土産代、賞品代、酒類等
 - ③交流会の昼食代や軽食代（おにぎり、パン、サンドウィッチ、ピザ、オー
ドブル等。）
 - ④バス乗務員の昼食代
 - ⑤飲食店や会場から提供される飲食代、茶菓代
- ※ 判断できない場合は、事業実施前に随時ご相談ください。

問25

事業実施のために支援団体がレンタカーを借上げる場合は補助対象となるか。

(答)

事業実施のために支援団体がレンタカーを借上げる場合は賃借料として補助対象となります。ただし、募集要領3(1)イの交流会等への参加者に対して支給する旅費を補助対象外としていることから、実質的に同様の効果を生じる借上げについては補助対象外となります。

(「7 申請方法等」関係)

問26

記入方法等で前年度との変更点や留意点はあるか。

(答)

様式の変更はありませんが、以下についてご注意ください。

○募集要領7申請方法等(6)その他

会計処理を明確に区分するため、補助事業に使用する金融機関口座については、原則として本補助金にのみ使用してください。また、中間報告や実績報告の際には通帳の写しの提出を求めます。

問27

補助金事務説明会には必ず参加しないといけないか。

(答)

補助事業を適正に実施していただくために開催しますので、説明会に参加することは補助事業実施の必須事項です。

(その他)

問28

申請すれば、必ず採択されるのか。

(答)

予算の範囲内において、運営委員会での選定を経て、知事が事業を採択するため、必ず採択されるとは限りません。

またこれまでの支援団体の活動実績に関わらず、申請書類に基づき募集要領8(2)の審査基準に基づき、選定を行います。

問29

事業企画・広報及び実施の全てを旅行代理店に委託してもよいか。

(答)

事業の全てを旅行代理店に委託することは再委託になり、募集要領3の(6)に定める「事業のほとんどを外部に委託する事業でないこと。」に反するため認められません。

少なくとも、事業の企画及び運営に福島県からの避難者が携わるようにしてください。